

協定書

武雄市（以下「甲」という。）と武雄市環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

- 第1条 本協定は、甲及び乙が相互支援及び信頼関係を構築し、市民の健康及び生活環境に被害や影響を予防することで、市民が安心で快適な生活を営めるようにし、災害等により契約当事者の一般廃棄物処理が困難になった場合における相互の協力支援を迅速かつ円滑に遂行できるよう必要な事項を定める。
- 第2条 甲は、災害が発生した場合において、一般廃棄物の収集・運搬を円滑に遂行するために乙に対して協力を要請する場合における手続き、その他必要な事項を別途定め、災害に対する迅速かつ的確な対応を図ることとする。
- 第3条 乙は、災害発生時や感染症（新型コロナウイルス等）発生時には、市民の生命や財産を守るため、甲から要請があれば対策会議等に参画し、支援協力することとする。
- 第4条 甲が実施する独居高齢者、障害者等の社会的弱者に対する施策に対し、乙は積極的に支援協力することとする。
- 第5条 支援協力は、原則として無償で行うものとし、乙は甲に対して支援協力に要する費用の負担を求めるものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲乙が協議して別途有償とする。
- 第6条 乙に属する組合員は、甲に対して行う業務の確実な履行を行わなければならない。
また、乙は甲に対して組合員と共に重畠的に当該業務の履行を行うものとする。
2 前項において、乙の履行が困難な場合は、甲は、佐賀県環境整備事業協同組合と協議を行い、臨時の応援、協力を得る事業者を指定するものとする。
- 第7条 乙は、ごみの減量化を自ら推進するとともに、甲が行うごみ減量等推進会議には積年の経験を活かし積極的に参加することとする。
- 第8条 甲は、廃棄物処理に関する各種法令及び最高裁判所の判例の趣旨を踏まえ、一般廃棄物収集運搬業務委託については、競争入札を行わないようにし、一般廃棄物収集運搬の新たなる委託、許可は出さないこととする。

第9条 この協定に定める事項につき、疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、甲乙が協議の上定めるものとする。

第10条 この協定書は、協定締結の日からその効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するために本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10
甲 武雄市長 小松 政

佐賀県武雄市武雄町大字富岡12712番地1
乙 武雄市環境整備事業協同組合
理事長 中島 公介

立会人 佐賀県神埼市千代田町下西244
佐賀県環境整備事業協同組合
理事長 益田 裕司

一般廃棄物収集運搬に関する相互支援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、協定書(以下「協定」という。)第2条に基づき、協定の円滑な運用のために必要な事項を定める。

(支援要請)

第2条 武雄市(以下「甲」という。)は、自然災害等により一般廃棄物の処理が困難になった場合、武雄市環境整備事業協同組合(以下「乙」という。)に対して支援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話若しくはその他の方法により通知するとともに、当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- (1) 被災等の状況
- (2) 処理を必要とする一般廃棄物処理量(1日あたり)
- (3) 支援を要する期間
- (4) 前各号に定めるもののほか、支援を受けるために必要な事項

(支援受託)

第3条 前条により甲から支援要請を受けた乙は、可能な限り支援応諾に努めるとともに、次に掲げる事項を甲に連絡する。

- (1) 支援可能な一般廃棄物処理等の数量(1日あたり)
- (2) 支援可能な期間
- (3) その他支援に必要な事項

(遵守事項)

第4条 甲が許可する収集運搬業者が、一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及びその他の関係法令を遵守するとともに、甲の行政区域内及び一般廃棄物施設敷地内において清潔の保持に努め甲の指示に従うものとする。

(支援業務の一時停止等)

第5条 乙は、一般廃棄物の処理に支障を来す恐れが生じた場合、当該業務の履行の一時停止など、甲の区域内における廃棄物の適正な処理を確保するために必要な措置を講じができるものとする。

2 前項の場合、甲に通知を行うものとする。

附 則

この実施細則は、協定書発行日から適用する。

